

平成 29 年 3 月 27 日  
株式会社 佐賀共栄銀行

## 営業体制の見直しについて

株式会社 佐賀共栄銀行（頭取 二宮 洋二）は、効率的な営業活動を行うため、下記のとおり一部地域（佐賀市北部地区、杵島地区）の営業店を、営業の主力となる「母店」と窓口業務主体の「サテライト店」に分類し、母店とサテライト店が一体で営業活動を行う体制に変更いたします。

また、サテライト店取引の事業性融資のお客さまについては、今後は母店にてお取引いたしますが、お客さまに対する訪問活動については、より充実させていきますのでご理解のほどよろしく願いいたします。

### 記

#### 1. 対象店舗

対象地域	母店	母店住所	サテライト店
佐賀市北部地区	若宮支店	佐賀市若宮二丁目 12 番 1 号	佐賀北支店
杵島地区	白石支店	杵島郡白石町大字福田 1454 番地 3	江北支店

#### 2. 変更日

平成 29 年 4 月 3 日（月）

以 上

◎本件に関する問い合わせ先  
総合企画部経営企画グループ  
陣内(内線 543)、森園(内線 542)  
TEL0952-22-7578